

要望書（回答）

1. 地場産業の振興と地域雇用対策の推進

(1) 地域雇用対策の推進と雇用環境の改善

- ① 良質で安定的な雇用を維持・創出するよう、企業・産業状況を把握・分析するとともに、地域独自の効果的な雇用対策事業を展開する。また、厳しい経営状況が続く中小・小規模事業者に向けて、各自治体における「中小企業振興条例」活用のための環境整備を進め、地域における労働団体の役割・責任を明確化する。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、苫小牧公共職業安定所が公表する雇用状況等の数値や企業訪問による聞き取り調査、さらに業界団体、経済団体との意見交換をとおして、市内企業の実態把握に努めております。

また、平成25年に策定した「中小企業振興条例」に基づき苫小牧市中小企業振興審議会を開催し、中小・小規模事業者の実態把握や市の支援策などについて議論を重ねているところです。

引き続き、雇用情勢等を注視しながら、労働相談などを通して地域の労働者の地位向上を図っておられる労働団体と連携し、ニーズに応じた効果的な雇用対策事業を進めてまいりたいと考えております。

- ② 障がい者の雇用を積極的に推進し、公務職場における障がい者への差別禁止合理的配慮の提供に必要な体制の整備と予算の確保を行う。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

本市における令和5年6月1日現在の障害者雇用率は、市長部局が2.78%、教育委員会が2.81%となっており、いずれも法定雇用率を達成しております。

また、公務職場において障がいのある職員の活躍を推進する体制や環境の整備に取り組んでいくため、「苫小牧市障害者活躍推進計画」を策定しており、障害者雇用推進者を選任し、取組を推進していくほか、障害者職業生活相談員を配置し、障がいのある職員の職業生活全般の相談・指導を行えるよう、体制を整えております。

引き続き、障がいのある職員の特性や能力等を把握し、本人の希望や職場環境を踏まえ、適正な職場配置に努めるなど、障がいのある職員が働きやすい環境づくりを図ってまいりたいと考えております。

- ③ 福祉・介護や建設・運輸分野をはじめ地域の中小企業における人材確保を推進するため、「人材確保等支援助成金制度」や「建設キャリアアップシステム」等の活用促進に向けた周知や申請作業を支援する。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

厚生労働省の「人材確保等支援助成金」は、魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る事業主を支援しており、市では、本助成金について窓口でのリーフレットの配架やホームページなどで周知しております。

また、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目的とする「建設キャリアアップシステム」について、関係団体などが集まる「苫小牧市技能士重用制度連絡協議会」において、制度内容を周知し、情報交換を図っております。

今後も国・北海道、関係団体等と連携し、中小企業の人材確保・定着を図ってまいります。

- ④ 公共サービスの質の確保や向上、地域における適正な賃金水準の確保による住民の福祉や安全な暮らしの増進、地元企業の人材確保などを実現し、地域の活性化に寄与することを目的として公契約条例を制定する。

【回答】（財政部契約課 担当）

労働者の労働条件等に関する基準については、広く労働者全般に適用されるものであり、国により労働基準法を始めとする労働関連の基本法及び雇用の安定に関する法令に基づき定められております。そのため個別の条例に基づき地域限定で定めるべきではないとの考えに基づき、本市においては公契約基本方針を策定して労働者の雇用環境の改善に繋がる取組を進めているところです。

当該基本方針においては、公契約における市場実態を反映した予算額や予定価格の設定、最低制限価格の設定による発注を通じ、受注者の適正利益を確保することにより、労働者の処遇環境の確保を図るとともに、地元企業の優先活用などを通じて地域経済の活性化に努めているところです。

また、市の委託先における業務従事者の労働環境の改善の一環として、民間委託モニタリング制度において、従事者の雇用環境の実態把握に努めているほか、労働集約型の業務委託を締結する際に「適正な履行について」の文書を受注者に配布し、適正な労働条件や安定した雇用環境の確保を求めているところです。

あわせて建設業の発注においては、当該業界におけるより働きやすい職場環境づく

りのため、週休2日設定工事の試行や余裕期間設定工事などを実施しており、より良い制度となるよう検証を継続しております。

いずれにつきましても本市で発注しております公契約においては、今後も国の労働条件等の基準を守るべく受注者に継続して遵守を促すとともに、地域の活性化や労働者の雇用環境を守るために取組を継続してまいります。

- ⑤ 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、本来の法の趣旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保する。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

本市における会計年度任用職員制度については、令和2年度の創設以降、初任給基準を正規職員と同等の水準まで引き上げてきたほか、病気休暇や特別休暇の拡充を図るなど、これまでも積極的に職員の処遇改善に努めてきたところです。

今後につきましても、地方自治法の改正に伴い可能となった勤勉手当の支給に向けて取組を進めていくなど、引き続き、地方公務員法の趣旨に基づき適正に対応してまいります。

(2) 季節労働者の雇用確保と生活の安定

- ① 冬期間の就労機会を確保するため短期就労事業を推進するとともに、生活資金貸付事業などを実施し生活の安定を図る。また、通年雇用や労働環境改善に取り組む事業者に対して、入札参加資格の優遇措置を講ずる。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、離職を余儀なくされた労働者や季節労働者に対し、短期の就業機会を創出する「緊急雇用対策事業」を実施するとともに、生活資金を低金利で貸付けすることにより勤労者の生活の向上を支援する「勤労者生活安定貸付事業」を実施しております。

（財政部契約課 担当）

本市では、平成29年度建設工事等競争入札参加資格審査から、格付審査において発注者別評価点を導入し、ワークライフバランスの取組を推進するなど労働環境の改善に取り組む事業者に加点を行っております。

現在の入札参加資格は令和6年度までとなっており、来年度、次期競争入札参加資格審査を行いますので、資格審査時に向けて庁内の意見等により適正な評価項目となるように継続して検討を進めてまいります。

- ② 季節労働者の雇用と生活の安定を図るよう、国に対し次の制度改善を求める。
イ) 雇用保険は、特例一時金を50日に復活する。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

短期雇用特例被保険者が失業した場合に支給される特例一時金は、基本手当の日額の30日分とされておりますが、当分の間は暫定措置として40日分支給されます。

市では、北海道市長会を通じ国に対し、特例一時金の40日の暫定措置を堅持することをはじめ、通年雇用化の促進、公共事業の平準化等による冬期雇用の拡大など季節労働者対策の推進を要望しております。

- ロ) 通年雇用促進支援事業は、季節労働者の通年雇用化をはじめ、冬期離職者の生活保障を含む包括的な支援事業に取り組むことが出来るものとする。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市に事務局があります東胆振・日高・平取地域通年雇用促進支援協議会では、国の通年雇用促進支援事業を受託し、事業所向けには資格取得アドバイザー等の専門家を派遣し経営を支援しており、季節労働者に向けては、資格取得などスキルアップを支援し、通年雇用化を図っております。

引き続き、季節労働者対策の強化のため、国に対し、通年雇用促進支援事業の充実について要望してまいります。

- ハ) 建設業退職金共済制度への加入を促進するとともに、掛金納付月数が24月未満の場合でも、退職金額が掛金相当額以上の水準となるよう見直す。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法に基づき、建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的とした制度であり、市では、ホームページや広報紙を通じて周知を図っております。

また、本制度の退職金の基準は法令で定められており、退職金の額については、長期加入者の退職金を手厚くするため、掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、掛

金納付額3～5割の額となっているものと承知しております。平成28年4月1日からは、退職金の不支給期間について、掛金納付月数が24月未満から12月未満と支給要件が緩和されており、引き続き、国の動きについて注視してまいりたいと考えております。

(3) 外国人技能実習制度の適正な運用と外国人労働者の保護

- ① 技能実習生を含む外国人労働者および外国人労働者を雇用する事業主に対し、外国人労働者の権利を擁護し、適正な就労環境の下で働けるよう、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底する。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

技能実習生を含む外国人労働者が適切な労働条件や安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、国では「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適正に対処するための指針」を策定し、指針で定める事項について、適切な措置を講ずることとしております。

市では、ホームページで本指針や雇用に関するルールを周知するとともに、外国人労働者から相談があった場合には、適切な相談窓口に繋げたいと考えているところです。

- ② 自治体において外国人労働者との交流・生活支援事業を推進する。

【回答】（総合政策部未来創造戦略室 担当）

外国人住民については、令和5年の1月1日を基準にすると直近5年間で約2倍となっており、人材不足の観点から働く外国人が増加しているほか、市内の日本語学校開校や留学生別科の開設などにより留学生も増加しており、国籍・在留資格の多様化が進んでおります。

こうした背景から、都市再生コンセプトプランを具現化し、本市の課題解決と成長戦略の一つとして、外国人材活躍社会の実現と地域の生活者として「日常的に」外国人と日本人が共生する社会のあり方を示す「苫小牧市多文化共生指針」を令和6年度に策定し、交流や生活支援事業についても推進します。

また、今年度につきましては、次年度の指針策定に向けて、本市の多文化共生推進の基本的な考え方と方向性を示し、外部に発信するものとして「苫小牧市多文化共生ビジョン」の作成や、苫小牧市在住の外国人及び日本人へのアンケートを実施し、指針策定に向けた課題の把握や基礎的資料の収集を行うなど、各種事業を実施しており

ます。

(4) 「北海道最低賃金」の履行確保

- ① 10月1日からは北海道地方最低賃金が40円引きあがり960円となるため、委託・発注先の事業所における最低賃金の履行確保をはかるとともに、法違反があった場合の是正指導や、指導に従わない場合は委託先から除外する等の対応をとる。

【回答】（財政部契約課 担当）

例年10月中旬に予算編成にあたっての発注業務上に係る留意点として、委託業務における人件費部分など、各種業務の予算積算において最低賃金額を下回ることが無いよう周知しており、最低賃金額の改定決定時や適用開始時においても庁内周知を実施し、最低賃金の履行の確保を図っております。

なお、契約における関係法令等の遵守については契約書約款に規定しているところであり、履行に疑義があるなどの場合は、履行報告及び適正な履行確保が必要となります。そのため、履行状況の確認について発注課に対し周知徹底を図るとともに、法令違反等を把握した場合には、その内容に応じ、是正指導や契約解除、指名停止措置などにより適切に対応してまいります。

2. 地域におけるジェンダー平等とワーク・ライフ・バランスの実現

(1) ジェンダー平等の推進

- ① 2018年3月に策定された「第3次北海道男女平等参画基本計画」にそって、すべての市町村において男女平等参画計画を制定する。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

男女共同参画基本計画については、男女共同参画社会基本法第14条及び第15条の規定にあるように、都道府県で計画を策定することは義務、市町村は努力義務となっています。本市におきましては、既に、道の計画にならい、苫小牧市男女平等参画基本計画（第3次）を策定しています。（計画期間：平成30年度～令和9年度）

この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3の

規定にある、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画も兼ねています。（計画の策定について、都道府県は義務、市町村は努力義務）

また、この苫小牧市男女平等参画基本計画（第3次）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条の規定にある女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画も兼ねています。（計画の策定について、都道府県は義務、市町村は努力義務）

このように本市では、策定は努力義務となっている計画につきましても策定し、それぞれの計画が適切に遂行されるよう進捗管理を行っております。

- ② ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しや意識改革を促進するため、性による差別やジェンダー・バイアス（社会的な性差に対する固定概念や偏見）にもとづく言動（いわゆる「ジェンダー・ハラスメント」）を根絶する。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

本市におきましては、性による差別やジェンダー・ハラスメントを根絶するため、苫小牧市男女平等参画基本計画（第3次）に沿って、様々な啓発事業を実施しています。

具体的には、男女平等参画の推進に係る講演会の実施や広報誌、SNS等を活用した啓発、女性の悩みに関する相談、性的マイノリティの方の人権を尊重する視点からの相談、小、中学生向けの男女平等参画の推進に関するリーフレットの作成などを実施しております。

また、今年度は、苫小牧市男女平等参画都市宣言をして10周年を迎えることから、効果的に男女平等参画を推進するため、様々な記念事業を実施しております。これまでも講演会など、多くの方に参加していただき、市内の男女平等参画の気運の醸成に効果があったのではないかと考えております。

- ③ 選択的夫婦別氏制度の早期導入を目指すよう国に求めるとともに、法改正までの間、旧姓・通称の利用など実効性ある制度運用を行う。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

本市では、令和4年1月に市民を対象とした「男女平等に関する市民意識調査」を

実施しておりますが、その中で夫婦の姓についてお伺いしたところ、一定程度の方がどちらでも選択できるようにしたほうがよいと回答しており、夫婦別姓について賛成意見の割合が比較的高い結果となりました。引き続き情報把握に努め、国へ意見を述べる機会がある場合には、調査結果についてもお伝えしてまいりたいと考えております。

また、旧姓・通称の利用については、各企業・団体の考え方によるところが大きく、本市としてできることは限られておりますが、結婚後のキャリアの継続や自分らしい生き方の推進のため、当市の取組を発信していくなど働きかけを行ってまいりたいと考えております。

④ 多様なライフスタイルに対応できる社会に向けて、道と連携し円滑な運用事例などの情報提供を通じた「同性パートナーシップ制度」の推進へ向け取り組む。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

本市では、今年1月4日からパートナーシップ制度を導入していますが、パートナーシップ制度の推進について、これまで道は主導的な立場をとっていないと認識しております。制度の運用にあたっては、連携自治体との情報共有や、先進自治体からの情報収集などにより、円滑な実施を図ってまいりたいと考えております。

3. 地域包括ケアシステムの構築と医療・介護提供体制の確立

(1) 適切なサービスの提供

- ① 地域包括支援センターの機能と役割を強化し、地域支援事業を確実に実施するとともに、地域包括支援センターの安定運営に向けて、市町村による財政措置、人材確保や教育研修などの施策を強化する。**

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

地域包括支援センターの機能強化や職員の技術向上を図るため、国や北海道が実施する支援事業を活用しながら研修会等を実施するとともに、地域住民や関係機関等と連携し、高齢者が安心して暮らせるよう地域支援事業に取り組んでまいります。また、定期的に地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域包括支援センターを継続的かつ安定的に運営できるように点検・評価を行ってまいります。

- ② 切れ目のない医療と介護サービス提供体制の構築に向けて、感染症対策も含めて自治体・地域包括支援センターが中心となり、在宅医療、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局、訪問看護などの連携を推進するとともに、オンライン受診や周辺自治体の病院等との連携システムを構築する。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

とまこまい医療介護連携センターの運営を通して切れ目のない医療と介護サービス提供体制を構築できるよう、専門職や地域住民に対して医療や介護に関する相談支援を実施するほか、在宅医療に関する研修会や多職種連携強化のための研修会等を開催し、関係機関と協働しながら在宅医療・介護連携の推進に取り組んでまいります。

（健康こども部健康支援課 担当）

連携システムの構築につきましては、介護専門職を含む関係機関等と協議を行っておりますが、今後もより有機的な連携が図れるよう、協議検討を重ねてまいります。

また、併せて在宅医療等におけるオンライン診療の活用や東胆振圏域における医療連携に向けた協議につきましても、関係機関等と進めてまいります。

- ③ 北海道ケアラー支援条例に沿って、ヤングケアラーを含むケアラーへの支援を協力を推進するため、自治体・要体協・医療・福祉・学校等の連携のもと、市町村は道と一体となって具体的支援策を推進する。

【回答】（健康こども部こども相談課 担当）

ヤングケアラーの支援については、「北海道ケアラー支援推進計画」における市町村の役割を踏まえ、要保護児童対策地域協議会のネットワークのほか医療、福祉、学

校等との連携を図ることで、ヤングケアラー等の有効な支援をより一層推進いたします。

支援にあたり、各立場での役割や連絡体制、支援体制を明確にするため、本市においても有識者や専門職を含めた条例検討部会を設置し、令和6年4月の条例施行目指して取り組んでおります。

(福祉部介護福祉課 担当)

ヤングケアラーを含むケアラーの負担に気づき、負担を軽減できるよう、相談対応やケース会議、地域ケア会議の開催、関連施策の活用や介護保険サービスの適切な利用につなげる等の支援を行ってまいります。

相談窓口となる、地域包括支援センター等の支援機関が効果的に機能するよう、平時から支援方法について、研修会等を通じて、行政と各地域包括支援センター間、その他関係機関との共有を図ってまいります。

また、認知症高齢者等が行方不明になった場合の捜索支援体制の構築、在宅介護家族講座の開催のほか、ケアラーの集いの場として、認知症カフェの活用等に取り組んでまいります。

(教育部指導室 担当)

学校現場においても、ヤングケアラーに対する支援の把握や教育機会の保障が求められており、児童生徒の変化に気づきやすい学校の教職員に向けて、研修資料を配付するなど、ヤングケアラーの早期発見や、発見後の関係部署等との連携について理解を深める取組を進めてまいります。

また、市内小・中学校の全保護者に向け、ヤングケアラーの実態について、教育情報誌を通じて周知を図ってまいります。

(2) 介護職員の処遇改善と人材確保

- ① 介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体人材確保とともに、介護労働のイメージの向上を進める。また、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく「介護雇用管理改善等計画」および労働基準関係法令などの周知徹底をはかる。

【回答】(福祉部介護福祉課 担当)

介護人材の確保については、これまでもハローワーク苫小牧や市内教育機関等との連携を図るとともに、研修受講に対して助成を行うなどの取組を実施しており、介護労働のイメージ向上については、毎年介護の日前後に開催している「えがおの花咲く写真展」等を通じて、その向上に努めているところです。

また、介護職員等の雇用管理等については、人間関係を含めた職場環境や離職の問題について職員・事業所いずれからも相談が寄せられているところです。今後も、労働基準関係法令の内容を含めた労務管理等に関する研修、講座に関する通知等を継続して周知するとともに、各事業所の状況に応じ、運営推進会議や運営指導などの機会を利用して、介護雇用管理改善等計画等を踏まえた対応策の実施を促してまいりたいと考えております。

② 地域において、認知症の方の見守り活動に取り組む NPO や市民団体等に対する支援を拡大する。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

進展する高齢社会においては、地域における支援者を確保していくことが重要であるため、認知症サポーター養成講座や認知症見守りたい養成講座の開催、認知症カフェの運営支援等を通して、幅広い世代に認知症に対する理解促進を進め、認知症の方の見守り活動に取り組む市民団体等への活動支援、認知症の方やその家族への支援体制の拡充に取り組んでまいります。

③ ケアマネージャーが利用者の状態把握やサービス担当者会議などを十分行えるように、事務の簡素化を進め負担軽減をはかる。また、研修を受講しやすい環境を整えるよう、事業所に対する指導を徹底する。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護事業所における事務の簡素化については、マニュアルの作成や市への提出書類の簡素化及び様式の統一、電子メール等による提出を可能とするなどの取組を進めているところですが、今後も事務負担の軽減につながるよう取組を進めてまいります。

また、ケアマネージャーや介護職員が必要な研修を受講しやすい環境を整えるよう、運営指導等の機会に確認・指導を行っており、今後も事業所に対し、研修等への参加を積極的に呼びかけてまいります。

4. 生活困窮者自立支援や子どもの貧困対策など地域福祉の充実

(1) 生活困窮者自立支援体制の整備と地域福祉計画の策定

- ① 「地域共生社会の実現のための社会福祉等の一部を改正する法律」の重層的支援体制整備事業に対応すべく、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、困窮などについて、市町村と道は積極的に連携し、市町村地域福祉計画を策定する。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

誰もが住み慣れた地域の中で、高齢者のみならず、障がい者、子どもや生活困窮者など生活上の困難を抱える方が自立した生活を送ることができるよう、地域住民による共に支えあい、助け合いながら安心して心豊かに暮らせるまちづくりを目指して、令和3年3月に第3期苫小牧市地域福祉計画を策定し、今年度は計画の中間年に当たることから年度末に向けて見直しの作業を行っております。

また、現在令和7年4月からの重層的支援体制整備事業の実施に向けて、相談体制構築に向けた検討委員会を開催し、準備を進めております。

地域住民の皆さん一人ひとりが互いの気持ちを受け止め、ちょっとした心遣いが響き渡る、「ふくしのまちづくり」に向けて更なる取組みを進めております。

- ② 障がい者差別解消にあたり、相談窓口を明確化し、すべての市町村において「障害者差別解消支援地域協議会」を設置する。

【回答】（福祉部障がい福祉課 担当）

障がい者差別解消の相談体制については、本市では障がい福祉課が相談窓口となっております。

また、相談の内容に応じて、北海度が設置する「胆振圏域障害者差別解消支援協議会（胆振圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会）」などと連携しながら対応してまいります。

(2) 「子どもの貧困」の解消

- ① 地域における子どもの生活実態調査を行い、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行い、子どもに対する教育の機会均等を保障する。

【回答】（健康こども部こども支援課 担当）

「子どもの生活実態調査」については、過去に北海道が主体となって実施しており、本市においても調査結果を参考としているところです。

子どもに対する教育につきましては、ひとり親家庭や生活困窮世帯を対象に、学習支援事業を実施しておりますが、今後も国の「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく「教育の支援」を含めた総合的な貧困対策の推進を図ってまいります。

- ②「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充する。

【回答】（教育部学校教育課 担当）

今年度から就学援助支援内容の拡大をしておりますが、就学援助費申請書の全児童生徒への配付を今後も実施し、適切な時期に就学援助制度の周知徹底を図り、現在の支給基準を維持し、引き続き必要な援助ができるように努めてまいります。

(3) 生活保護制度の充実と運営体制の改善

- ① 地域における生活保護受給者の生活実態を十分に把握し、生活扶助費や住宅扶助、冬季加算の安易な引き下げを行わないよう、国に働きかける。

【回答】（福祉部生活支援室 担当）

生活保護基準は、国において、年齢や世帯人数、地域差の影響、社会経済情勢等を勘案し決定されております。

また、2023年10月に新たな基準改定が行われ、この基準に従った制度の実施が求められております。

近年の物価高騰の状況を踏まえ、要保護者の生活実態の把握と各加算や各種扶助の認定を適切に行い、適正な保護の実施に努めてまいります。

- ② 生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く知らせ、申請書やパンフレ

ットを福祉事務所や相談窓口を設置し、障がい等により文字を書くことが困難な者等の口頭での申請が認められることなど、申請権が損なわれないよう指導を徹底する。

【回答】（福祉部生活支援室 担当）

本市では、市のホームページ等において生活保護の制度について発信を行っており、誰もが生活保護を申請する権利があることを広く周知しております。

申請書につきましては生活支援室の窓口を設置しているほか、市のホームページからダウンロードすることが可能となっております。

なお、障がい等により文字の記載が困難な方が相談にお越しになった場合は、丁寧にお話を伺い、ご本人に了承を得たうえで申請書等に相談員が代筆をする等の対応をしております。

引き続き、保護制度について正しく理解していただけるよう努めてまいります。

- ③ 生活保護申請に対し行われる扶養照会は、「扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとしている」（2021年2月26日付社会・援護局保護課事務連絡）ことを踏まえ、扶養義務の履行を要保護認定の前提としないとともに、要保護者が申請を躊躇したり、家族関係の悪化を来したりということのないよう、慎重かつ柔軟な対応を行う。

【回答】（福祉部生活支援室 担当）

扶養照会の実施においては、その趣旨を十分に説明し理解を求めた上で、国の通知を踏まえ、扶養義務者との関わりや援助を期待できるかなどを丁寧に聞き取り、照会の是非を判断しております。

今後も、個々の申請者、被保護者に寄り添った柔軟な運用を心がけ、扶養照会が保護申請の妨げとならないよう慎重に対応してまいります。

5. 安心・安全の住まいと町づくりの推進、総合的な防災・減災対策の充実

(1) 安心・安全の住まいと町づくりの推進

- ① 住宅支援策として、以下の取組みを行う。

イ) 「空き家等対策計画」を策定し、道と連携して空き家等対策に関する近隣市町村間の情報共有や調整を行う。

【回答】（市民生活部市民生活課 担当）

苫小牧市では、平成31年3月に策定した「苫小牧市空家等対策計画」に基づき、発生抑制・適正管理などを中心に各施策を進めており、現在、計画の策定に向けた作業を行っております。

これまでも、北海道が運営する相談会や空き家バンクを活用しており、引き続き北海道と連携し、有効な空き家対策を進めてまいります。

ロ) 改正住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会を設置し、「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住宅喪失者に無償提供する。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

住居喪失者に対しましては、「一時生活支援事業」による支援のほか、セーフティネット住宅情報提供システムを活用し、「ふくし総合相談窓口」において情報提供を行うなどしております。

また、離職、廃業に伴う減収により住居を失った方、または失う恐れの高い方に対しては、一定期間家賃相当額を支給する「住居確保給付金事業」により対応を行っております。

② 低所得の高齢者や経済的弱者のための「福祉灯油」制度、除雪や買い物支援などに取り組むとともに、市町村への財政支援の強化を国・道に求める。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

本市では生活保護受給には至らない、保護基準と同等若しくはそれ以下の収入で生活している低所得の高齢者・障がい者に対し、冬期間の生活支援として暖房費の一部として1世帯当たり1万円を助成する「ぬくもり灯油事業」を平成24年度から実施しております。

また、除雪については、高齢や障がい等により自力での除雪が困難であり、ご親族、

地域の方などの支援を得られない世帯を対象に、必要最低限の生活道路等の除雪支援をボランティアの協力を得て行う「雪かきボランティア事業」を実施しており、本事業が、地域が繋がるきっかけ作りの一つになるよう、利用者及びボランティアの事後アンケートを基に、より良い事業となるように努めてまいります。

今後も引き続き、高齢者及び障がい者世帯への支援に努めるとともに、必要に応じて国や北海道に対する財政支援の要望について検討してまいります。

(2) 公共交通・生活交通の確保

- ① 「地域公共交通活性化再生法」を踏まえて、鉄道を含む多様な交通モードの関係者や複数の市町村の参加による「地域公共交通計画」を策定し、住民の生活交通を維持し利便性を高めるとともに、まちづくりと一体となった地域公共交通施策の推進をはかる。また、計画策定にあたっては、交通・運輸関係の労働組合や地域住民の参画を求める。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

胆振管内を対象とする地域公共交通計画は、現在、北海道が中心となり、11市町、鉄道・バス・タクシー事業者、交通運輸労働組合、交通利用者等を構成員とする協議会を設置し、今年度の完成を目指して、策定作業を進めております。

今後については、複数の市町を結ぶ広域バス路線や鉄道の利用促進など、本市の地域公共交通計画と連動させながら取り組んでまいりたいと考えております。

- ② いわゆる「ライドシェア」や脱法的に「任意の謝礼」を求める違法な白タクなど、自家用車を用いた新たな有償旅客運送事業については、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しない。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

自家用車による有償旅客運送については、現行の法令上、地域住民の生活維持に必要な輸送サービスが、バス・タクシー事業によって提供されない「交通空白地」に限

り、特例的に認められるものでございます。

本市におきましては、現時点として導入の予定はないところでございます。

(3)防災ネットワークの構築

- ①「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、住民への周知を行う。また、平時から「顔の見える関係」を構築することで災害時の助け合いにつながるとともに、地方防災会議への女性・障がい者等の委員を参画させる。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

当市では、災害種別ごとにハザードマップを作成しておりますが、令和5年度には、新たな浸水想定に対応した津波ハザードマップに更新し全戸配布を行うとともに、地域や学校における防災出前講座等を通じ、市民への周知・啓発に努めております。

新型コロナウイルスの5類移行に伴い、町内会等の地域活動が再開しつつあることから、防災講座や訓練の機会を通じて市民と防災の考え方を共有するとともに、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど関係機関と協力して避難行動要支援者支援制度を推進し、地域防災体制のさらなる強化に努めております。

また防災会議への女性や障がい者等の登用につきましては、引き続き多様な考えを防災に反映させられるよう、幅広い皆様の参画に努めてまいります。

- ② 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえ、平時から応援・受援に向けた体制を整備するとともに、防災に関わる職員の確保・育成に向けた予算措置を講ずる。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

当市では、災害時における受援体制の整備は重要と認識しており、地域防災計画や市災害対策本部の事務分掌に受援の考えを盛り込むとともに、令和5年度には、受援等の防災拠点に係る「防災まちづくり基本構想」の策定に着手しております。

また、防災に関わる職員の確保・育成につきましては、職員研修に防災・危機管理の内容を取り入れているほか、総合防災訓練等での職員による避難所開設訓練、また年に1回、避難所担当職員を対象に避難所の受付手順や備蓄品である資機材の使用方法を確認しており、これらの取組の継続により災害発生時に即応できる体制構築に努めてまいります。

- ③ 高齢者、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手手段の確保、感染症対策を含む避難計画を策定し、周囲への遠慮をせずに避難所で生活できる体制を整える。また、外国人の防災対策に関しては、避難訓練時のアナウンスや被災時の避難場所の案内における多言語対応等、情報伝達にかかる支援体制を整備する。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

平成30年の胆振東部地震での教訓を踏まえ、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した環境整備のほか、外国人対応についても避難所運営マニュアルに追記しております。

また、令和4年度からは多文化共生の観点から、外国人と日本人と一緒に防災を考える「避難所体験」イベントを開催しており、互いに文化の違いを認識したうえで誰もが安心して利用できる避難所となるよう取組を進めているところです。

- ④ 2021年4月に義務化された介護施設・事業所等における事業継続計画(BCP)の策定に関して、未策定の事業所に対して、2024年4月の完全義務化までに早急に策定支援するとともに、BCPは新型コロナウイルス感染症対策も内容も含めた内容とする。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護事業所における業務継続計画(BCP)の策定については、令和5年9月に所管する事業所を対象として策定状況の調査を実施し、現状の把握に努めています。また、厚生労働省や北海道が公表している計画のひな形などについて情報提供する等して、自然災害又は新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の発生時を想定したBCPの策定につき、必要な助言などをしてまいります。

6. 地域における教育機会の確保

(1) 教育の充実に向けた予算確保

- ① 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定する。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、すべての子どもたちのゆたかな教育を保障するため、教員の持ち授業時間数の上限設定にもとづく教職員定数改善と教頭・養護教諭・栄養教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかるよう国に求める。

【回答】（教育部学校教育課 担当）

教職員定数の改善・充実には、国の新たな教職員定数改善計画の策定や定数措置の拡充などが必要であるため、引き続き、北海道都市教育委員会連絡協議会等と連携しながら北海道に要望するとともに、北海道においても全国都道府県教育委員会連合会と連携しながら、国に要望しているところです。

- ② 高校授業料無償化の所得制限を撤廃するとともに、高校生・大学生向け給付型奨学金制度を拡充ならびに利息付貸与型奨学金の返済時負担軽減のため、利率の大幅引き下げや利子補填を行うよう国に求める。また、新型コロナウイルス感染症による経済的理由で就学困難な学生への学費補償を行う。

【回答】（教育部総務企画課 担当）

公立高校授業料無償化の所得制限の撤廃や、国の奨学金制度の改善については、国等の今度の動向を注視するとともに、国への要求については関係機関との連携も視野に入れながら検討してまいります。

新型コロナウイルス感染症を含め、経済的理由で就学困難な学生への学費補償については、本市の育英会奨学金制度により、対象の条件を満たす場合には、継続して償還不要な奨学金の給付を行ってまいります。

また、文部科学省や日本学生支援機構など、他の団体等で行っている様々な支援についても、周知に努めてまいります。

- ③ 家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないように、自治体の奨学金制度（給付・貸与）の拡充をはかる。

【回答】（教育部総務企画課 担当）

本市育英会奨学金制度については、これまでも、貸与制度のほかに償還の必要がない給付金制度を創設するなど、内容の拡充や見直しを行い、経済的な困難に直面している学生について、利用しやすい制度設計を行ってきております。

現行の制度は、御利用いただきやすいものと考えておりますが、今後も利用者からのニーズなどを捉えながら、より利用しやすい制度への見直し等を検討してまいります。

- ④ 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を」確立し、地域の高校を存続させるよう道に求める。

【回答】（教育部総務企画課 担当）

道教委に対し、北海道都市教育委員会連絡協議会等と連携し、地域の高校が存続できるため、必要に応じた指針の見直しを求めていくとともに、地域産業の特性や産業人材育成の観点から、学校が地域経済において果たしている役割を考慮し、地域の実情に応じた多様で柔軟な生徒の学習ニーズに対応できる高校づくりの推進を求めてまいります。

(2) 公立小学校・中学校の統廃合

- ① 文科省が2015(H27)年1月に示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に係る公立小学校・中学校の統廃合については、財政の論理で安易に行わず、子どもの教育への観点に加え、学校が果たす地域コミュニティの拠点としての福祉・防災などの役割も十分に考慮し、学校・保護者・地域の声を踏まえ慎重に検討する。

【回答】（教育部総務企画課 担当）

小中学校の統廃合の検討にあたっては、説明会やアンケートの実施など、保護者や地域住民との協議を十分に重ねながら、慎重に進めてまいります。

また、福祉・防災についても、関係部署との連携により、学校が地域で果たす役割を踏まえた上で、適切な学びの環境を維持できるよう努めてまいります。